

令和 7 年 第 11 回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 錄

田 村 市 農 業 委 員 会

## 議 事 錄

1. 開催日時 令和7年11月18日（火） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名  
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち5名

2番 吉田典良委員	3番 萩野右近委員	4番 田村 茂委員
5番 松本文子委員	6番 吉田篤也委員	7番 白岩良一委員
8番 渡邊 元委員	9番 和田春信委員	10番 柳沼政一委員
11番 鹿又良司委員	12番 土屋福一委員	13番 菊地幸広委員
14番 箭内正彦委員	15番 宗像昭一委員	16番 吉田清吉委員
18番 渡邊慶幸委員	19番 佐藤伸夫委員	

①番 遠藤義一委員	⑨番 石井伝一委員	⑯番 伊藤智広委員
⑯番 吉田辰男委員	⑳番 橋本仁宏委員	

4. 欠席委員 1番 遠藤良一委員 17番 小池あおい委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	三 浦 栄 喜
総務係長	佐 藤 兵 庫
副主査	會 田 賢 治

6. 書 記

副主査	會 田 賢 治
-----	---------

7. 議事録署名人

12番 土屋福一委員
13番 菊地幸広委員

## 8. 提出案件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について（県許可分）

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等  
促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 6 号 現況確認証明について

議案第 7 号 遊休農地調査に係る農地の判断について

## 9. 会議の経過概要 (開会 午後 1 時 30 分)

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和7年第11回田村市農業委員会総会を開会いたします。会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、1番 遠藤 良一農業委員、17番 小池 あおい農業委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第11回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、5名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、12番 土屋 福一 委員、13番 菊地 幸広 委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について 10件
議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見 決定について (県許可分) 4件
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について (市許可分) 2件
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分) 2件
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農 用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について 4件
議案第6号	現況確認証明について 2件
議案第7号	遊休農地調査に係る農地の判断について 1件

	<p>以上、25件であります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。</p> <p>次に、本日の会議の進め方について申し上げます。</p> <p>ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から10番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>それでは、整理番号1番から2番について、</p> <p>2番 吉田 典良 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
2番 委員	<p>吉田 典良 委員 報告</p> <p>2番吉田です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番につきましては、11月15日の午前に、譲受人、二瓶賢一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、譲受人が十数年前より耕作しており、譲渡人は市外へ住居を移されたため、正式に所有権の移転をするための案件がありました。申請地は敷地内にある農地であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号2番につきましては、同じく11月15日の午前に、譲受人、二瓶賢一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、昔から譲受人が牧草地として使用しておりました。譲受人の自宅裏にあり、周囲も全て牧草地であります。今回、譲渡人の父親が亡くなり、双方で約束していました所有権の移転を、正式に行うための申請がありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番から5番について、 6番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
6番 委員	<p>吉田 篤也 委員 報告</p> <p>6番吉田です。整理番号3番から5番についてご報告します。整理番号3番につきましては、11月11日の午後に、譲渡人、菅野美喜推進委員と3名で現地を確</p>

	<p>認してまいりました。譲渡人、譲受人は親子関係であり、今回、親子間での贈与による申請がありました。譲受人は既にこれまで耕作されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号4番と5番につきましては、同じく11月11日の午後に、譲渡人、譲受人、菅野美喜推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人の子供は市外へお住まいで、こちらへは戻ってくる予定はないとのことで、今回、譲受人へ贈与するための案件がありました。整理番号4番につきましては、休耕田となっておりますが、今後、作付けをされていくとのことでした。整理番号5番につきましては、全て共有地の案件であり、それぞれ何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号6番から7番について、 9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
9番 委員	<p>和田 春信 委員 報告</p> <p>9番和田です。整理番号6番から7番についてご報告します。整理番号6番につきましては、11月15日の午後に、譲受人、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、現在、耕作はされてはいない状態でしたが、農地としては問題ないことを確認してまいりました。整理番号7番につきましては、11月12日の午後に、被設定人の代理人である担当者、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、昨年、被設定人が申請地付近一帯を借り受けて耕作する中で、相続関係により賃貸借の申請が保留となっていた案件であります。申請地につきましては、現在、すでに被設定人により耕作がされている状態でしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号8番から9番について、 11番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
11番 委員	<p>鹿又 良司 委員 報告</p> <p>11番鹿又です。整理番号8番から9番についてご報告します。11月11日の午前に、整理番号8番の譲渡人と整理番号9番の譲受人のお母様、整理番号8番の譲受人と整理番号9番の譲渡人、箭内倉貴推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、十数年前に口約束にて交換をされていましたが、今回、正式に所有権を移転するための案件がありました。各申請地とも、適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号10番について、 12番 土屋 福一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>

12番 委員	<p>土屋 福一 委員 報告</p> <p>12番土屋です。整理番号10番についてご報告します。11月9日の午後に、譲受人、松崎好克推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、これまで譲受人が借りて耕作をされてきましたが、今回、正式に売買にて譲り受け、今後も耕作していくための案件でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求める。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第1号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から4番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番から2番について、</p> <p>3番 萩野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
3番 委員	<p>萩野 右近 委員 報告</p> <p>3番萩野です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番につきましては、譲受人の代理人である担当者と現地を確認してまいりました。申請地まで木を伐採する必要があるルートが長く、電柱も複数本立てなければならぬため、事業の遂行が困難であるとのことでした。整理番号2番につきまして</p>

	は、地権者が長期入院をされており相続が難しいとのことで、事業の遂行が困難であるとのことでした。それぞれ、願出のとおりの内容であることを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、 5番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
5番委員	松本 文子 委員 報告 5番松本です。整理番号3番についてご報告します。11月11日の午前に、吉田勝行推進委員と2名で現地を確認してまいりました。内容につきましては、急斜面もありバス停もあることから、事業の遂行が困難であるという願出のとおりであることを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号4番について、 7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7番委員	白岩 良一 委員 報告 7番白岩です。整理番号4番についてご報告します。11月11日の午前に、矢吹勇推進委員と2名で現地を確認してまいりました。内容につきましては、地盤が軟弱であり、様々な方法を検討したものの、十分な安全性をもつ設備として施工することが出来ない判断となったための取消願出がありました。確認しましたところ、地盤も柔らかく、願出のとおりであることを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「取消相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第2号は終了いたします。 次に「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号1番から2番について事務局説明願います。

事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番について、 9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
9番 委員	<p>和田 春信 委員 報告</p> <p>9番和田です。整理番号1番についてご報告します。11月11日の午後に、代理人である大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、4区画整備されているうちの二番目の土地で、申請地は道路に面しており、雨水等も道路へ流れしていくことを確認し、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、 16番 吉田 清吉 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
16番 委員	<p>吉田 清吉 委員 報告</p> <p>16番吉田です。整理番号2番についてご報告します。11月16日の午前に、代理人である本田行政書士、堀越広美推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、今回、駐車場と作業場が必要になったことでの申請であり、雨水につきましては、南側にある側溝へ流れいくため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求める。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第3号は終了いたします。</p>

	<p>次に「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から2番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは整理番号1番について、 4番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
4番 委員	田村 茂 委員 報告 4番田村です。11月11日の午前に譲渡人と佐藤太巳治推進委員と確認してまいりました。申請地を確認しましたところ、上流にある原野の二件につきましては、問題はないかと思いますが、下流にあります田んぼにつきましては水があり、大丈夫なのかと懸念を抱いております。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、 9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9番 委員	和田 春信 委員 報告 9番和田です。整理番号2番についてご報告します。11月13日に、代理人である山名行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、道路に面していない土地が宅地であり、雨水等につきましては、道路にありますU字溝へ流すとのことで、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終りました。
	本案について、質疑に入ります。
	質疑を求めます。
4番 委員	整理番号1番につきましては、現地を再確認後に、来月の農業委員総会までの継続審議とすることはいかがでしょうか。
議長	4番 田村委員から、議案第4号 整理番号1番につきましては、現地を再確認後、来月までの継続審議とすることはどうだろうかとご意見をいただきましたが、ご異議ございませんか。

	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ほかに、質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質議なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、整理番号2番につきまして、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」の整理番号1番は、来月までの継続審議といたします。また、「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」の整理番号2番は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、議案第4号は終了いたします。</p> <p>次に、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、議案第5号について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で、議案第5号について事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求める。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、議案第5号は終了いたします。</p> <p>次に、「議案第6号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>

事務局	「議長、事務局」(議案第6号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第6号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第6号は終了いたします。</p> <p>次に、「議案第7号 遊休農地調査に係る農地の判断について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第7号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第7号 遊休農地調査に係る農地の判断について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第7号は終了いたします。</p> <p>これで、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年田村市農業委員会第11回総会を閉会といたします。</p>

閉会 (14時35分終了)

令和7年11月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人